



# 島根県報

平成19年 2月23日 (金)  
第 1,856 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	( " )	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(障 害 者 福 祉 課)	3
換地処分	(農 村 整 備 課)	3
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	4
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅	(水 産 課)	4
指定漁船調書の縦覧	( " )	4
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	( " )	5
車両制限令の規定に基づく道路の指定 ( 2 件 )	(道 路 維 持 課)	6
都市計画事業変更の認可	(都 市 計 画 課)	7

### 公 告

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(水 産 課)	7
景観形成住民協定の認定	(都 市 計 画 課)	9

### 教 委 訓 令

職員の勤務時間に関する規程の一部改正	(教 育 庁 総 務 課)	10
--------------------	---------------	----

### 公 安 規 則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	10
--------------------------	-----------	----

### 公 安 告 示

警備業法に規定する検定合格者審査の実施	(警 察 本 部)	11
---------------------	-----------	----

### 議 会 告 示

島根県議会会議規則の一部改正		13
----------------	--	----

## 告 示

### 島根県告示第136号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成19年 2月23日

島根県知事 澄 田 信 義

事業 者		実施する事業	事業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人財団 公仁会	松江市鹿島町名分243 - 1	介護予防訪問リハビリテーション	医療法人財団公仁会 鹿島病院	松江市鹿島町名分243 - 1	平成18年12月1日
遠藤 静男	松江市比津町43 - 12	居宅療養管理指導	遠藤産婦人科内科小児科医院	松江市比津町43 - 12	平成19年2月5日
遠藤 静男	松江市比津町43 - 12	介護予防居宅療養管理指導	遠藤産婦人科内科小児科医院	松江市比津町43 - 12	平成19年2月5日
有限会社 ライフランド	隠岐郡隠岐の島町平441 - 8	福祉用具貸与	有限会社 ライフランド	隠岐郡隠岐の島町平441 - 8	平成19年1月1日
有限会社 ライフランド	隠岐郡隠岐の島町平441 - 8	特定福祉用具販売	有限会社 ライフランド	隠岐郡隠岐の島町平441 - 8	平成19年1月1日
有限会社 ライフランド	隠岐郡隠岐の島町平441 - 8	介護予防福祉用具貸与	有限会社 ライフランド	隠岐郡隠岐の島町平441 - 8	平成19年1月1日
有限会社 ライフランド	隠岐郡隠岐の島町平441 - 8	特定介護予防福祉用具販売	有限会社 ライフランド	隠岐郡隠岐の島町平441 - 8	平成19年1月1日
上田 雅康	松江市殿町516 山陰鴻池ビル2 F	居宅療養管理指導	上田歯科医院	松江市殿町516 山陰鴻池ビル2 F	平成18年12月1日
上田 雅康	松江市殿町516 山陰鴻池ビル2 F	介護予防居宅療養管理指導	上田歯科医院	松江市殿町516 山陰鴻池ビル2 F	平成18年12月1日
特定非営利活動法人 久米の家	松江市法吉町久米803番地2	認知症対応型共同生活介護	久米の家	松江市法吉町久米803番地2	平成19年2月8日
特定非営利活動法人 久米の家	松江市法吉町久米803番地2	介護予防認知症対応型共同生活介護	久米の家	松江市法吉町久米803番地2	平成19年2月8日

島根県告示第137号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年2月23日

島根県知事 澄 田 信 義

事業 者		廃止する事業	事業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人 遠藤産婦人科内科小児科医院	松江市比津町43 - 12	居宅療養管理指導	医療法人 遠藤産婦人科内科小児科医院	松江市比津町43 - 12	平成19年1月1日
医療法人 遠藤産婦人科内科小児科医院	松江市比津町43 - 12	介護予防居宅療養管理指導	医療法人 遠藤産婦人科内科小児科医院	松江市比津町43 - 12	平成19年1月1日
野坂 慎	松江市南田町93	居宅療養管理指導	野坂歯科医院	松江市南田町93	平成18年12月1日

野坂 慎	松江市南田町93	介護予防居宅療養管理指導	野坂歯科医院	松江市南田町93	平成18年 12月 1日
上田 富康	松江市殿町90	居宅療養管理指導	上田歯科医院	松江市殿町90	平成18年 12月 4日
上田 富康	松江市殿町90	介護予防居宅療養管理指導	上田歯科医院	松江市殿町90	平成18年 12月 4日

島根県告示第138号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第 1 号の規定により告示する。

平成19年 2月23日

島根県知事 澄 田 信 義

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自 立 支 援 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
名 称	所 在 地		
訪問看護・介護ステーションすずらん	松江市上乃木七丁目 5 - 16	精神通院医療	平成18年 12月 1日
島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	育成医療 更生医療	平成19年 2月 1日
雲南なごみクリニック	雲南市木次町里方1093 - 47	更生医療	平成19年 2月 1日
医療法人敬愛会 森脇医院	松江市砂子町202番地 3	育成医療 更生医療	平成19年 2月 1日
島根県立中央病院	出雲市姫原町 4 丁目 1 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年 2月 1日
あやめ薬局	鹿足郡吉賀町六日市378 - 5	育成医療 更生医療	平成19年 2月 1日
ニシキ薬局	鹿足郡吉賀町柿木村柿木625	育成医療 更生医療	平成19年 2月 1日
医療法人湯原内科医院	松江市芋町 9	精神通院医療	平成19年 2月 1日
アキコメモリアルせお脳外科内科	出雲市姫原町370 - 3	精神通院医療	平成19年 2月 1日
医療法人コスモ会奥出雲コスモ病院	雲南市木次町里方1275 - 2	精神通院医療	平成19年 2月 1日

島根県告示第139号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成19年 2月15日付けで県営土地改良事業に係る悠YOUおおち東地区土居工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成19年2月23日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第140号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年2月23日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所  
鹿足郡吉賀町柿木村椈谷774 - 6
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

島根県告示第141号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成15年島根県告示第72号による保険に付すべき義務は、平成19年1月27日限り消滅したので、同条第2項及び同法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成19年2月23日

島根県知事 澄 田 信 義

大田市加入区

島根県告示第142号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成19年2月23日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 届出事項
  - (1) 発起人の住所及び氏名  
隠岐郡西ノ島町大字浦郷720 門 哲二  
隠岐郡西ノ島町大字美田3523 - 13 藤田 美夫  
隠岐郡西ノ島町大字別府173 - 3 三田 健一
  - (2) 加入区  
西ノ島町加入区
  - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
漁業協同組合JFしまね
- 2 指定漁船調書の縦覧
  - (1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第143号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成19年 2 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第 2 中

年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.5%	年0.5%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.5%	年0.5%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.5%	年0.5%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.5%	年0.5%

を

年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.4%	年0.4%

年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%	に改
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
		年1.25%	年0.4%	年0.4%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.4%	年0.4%	

める。

附 則

- この告示は、平成19年2月23日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成19年2月23日以後に貸し付けられた別表第1の左欄に掲げる資金(以下「島根県漁業近代化資金等」という。)について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第144号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条第1項の規定により告示する。

平成19年2月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	斐川上島線	簸川郡斐川町大字直江町5092番2地先から同大字3612番1地先まで
"	石見空港飯田線	益田市高津町イ2338番3地先から同市飯田町1282番地先まで
"	久城インター線	益田市高津町一丁目イ1128番45地先から同市久城町66番2地先まで

2 指定期日

平成19年4月1日

島根県告示第145号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条第1項の規定により告示する。

平成19年2月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	松江木次線	松江市西嫁島二丁目113番 1 地先から同市乃白町514番 1 地先まで
"	蟠竜湖線	益田市高津町イ2548番 1 地先から同町イ2571番 2 地先まで
"	石見空港線	益田市内田町イ689番地先から同市高津町イ2548番 1 地先まで
"	石見空港飯田線	益田市高津町イ2338番 3 地先から同市飯田町1282番地先まで
"	久城インター線	益田市高津一丁目イ1128番45地先から同市久城町66番 2 地先まで

## 2 指定期日

平成19年 4月 1日

## 島根県告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成19年 2月23日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 施行者の名称

出雲市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

平成13年島根県告示第201号大社都市計画道路事業 3・5・2号北荒木赤塚線

## 3 事業施行期間

平成13年 3月13日から平成20年 3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

なし

## 公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第77号）第 4 条第 7 項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第 5 項の規定により公表する。

平成19年 2月23日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県水産業は、海面漁業生産量で12万 1 千トン、生産額で236億円の漁獲実績を有し、漁業就業者は4,200人となっている（平成16年、漁業就業者数のみ平成15年）。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- (2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第 1 分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流

の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であったまいわし資源が急激に減少し、また、かれい類等の漁業経営上重要な資源についても低水準又は減少傾向にあり、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等より適切な保存管理措置の実施が必要となってきている。

- (3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」(以下「法」という。)第二条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第三条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。
- (4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- (5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

第一種特定海洋生物資源の種類	平成18年1月から12月(ずわいがに、まさば及びごまさばについては平成18年7月から平成19年6月)の知事管理量	平成19年1月から12月(ずわいがに、まさば及びごまさばについては平成19年7月から平成20年6月)の知事管理量
まいわし	若干	若干
まさば及びごまさば	13,000トン	12,000トン
まあじ	40,000トン	30,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	若干	若干

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成18年1月から12月(まさば及びごまさばについては平成18年7月から平成19年6月)の知事管理量	平成19年1月から12月(まさば及びごまさばについては平成19年7月から平成20年6月)の知事管理量
まいわし	中型まき網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	12,000トン	11,000トン



まあじ	中型まき網漁業	37,000トン	28,000トン
-----	---------	----------	----------

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

- (1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。
- (2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば又はまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取り組みを強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進める。

ふるさと島根の景観づくり条例（平成 3 年島根県条例第34号）第27条第 4 項の規定により、景観形成住民協定を認定したので、同条第 5 項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年 2月23日

島根県知事 澄 田 信 義

協定の名称	対象区域	協定締結事項	協定締結者
江津本町地区まちづくり協定	江津市江津町の一部	建築物の位置、形態、意匠、色彩及び素材の調和、敷地の緑化並びに塀、門及び広告物その他の基準	豊田勇外238名

## 教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第1号

本 庁  
教 育 事 務 所  
埋蔵文化財調査センター  
教 育 機 関  
県 立 学 校

職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成19年2月23日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

別表少年自然の家の項の次に次のように加える。

古代出雲歴史博物館
学芸員及び研究員
同 左
同 左
同 左
同 左

附 則

この訓令は、平成19年3月11日から施行する。

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年2月23日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第2号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第6号中「事務」を「事故」に改める。

第24条の見出しを「（機動捜査隊及び国際対策室）」に改め、同条第1項中「国際対策室」を「機動捜査隊及び国際対策室」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 機動捜査隊は、次に掲げる業務に従事する。

- (1) 緊急に出動を要する事件の初動捜査
- (2) 犯罪多発地域におけるよう撃捜査
- (3) 殺人、強盗、強姦<sup>かん</sup>、放火その他の重要事件の捜査
- (4) 前3号に掲げるもののほか、警察本部長（以下「本部長」という。）が特に命じた事件の捜査

第30条第1号中「及び国家公安委員会が指定する自動車専用道路」を「、国家公安委員会が指定する自動車専用道路その他本部長が定める道路」に改め、同条第4号中「その他本部長」を「前3号に掲げるもののほか、本部長」に改める。

第34条第 2 号中「(警備第二課の所掌に属するものを除く。)」を削る。

第35条中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第51条の次に次の 1 条を加える。

(機動捜査隊長)

第51条の 2 機動捜査隊に、隊長を置く。

2 隊長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 隊長は、機動捜査隊の事務をつかさどる。

第59条の 2 を次のように改める。

(危機管理対策官)

第59条の 2 本部の警備第二課に、危機管理対策官を置く。

2 危機管理対策官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 危機管理対策官は、災害警備並びに緊急事態に対処するための計画及びその実施に関する事務をつかさどる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年 3 月 5 日から施行する。

(島根県道路交通法施行細則の一部改正)

2 島根県道路交通法施行細則(昭和55年島根県公安委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第29条中「高速自動車国道、一般国道 9 号自動車専用道路安来道路、一般国道 9 号自動車専用道路松江道路及び一般国道 9 号自動車専用道路江津道路」を「島根県警察の組織に関する規則(平成 7 年島根県公安委員会規則第 1 号)第30条第 1 号の高速道路等」に改める。

## 公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第22号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第 5 条に規定する審査(以下「検定合格者審査」という。)を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第 9 条の規定により告示する。

平成19年 2 月23日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

1 検定合格者審査を実施する警備業務の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

(1) 空港保安警備業務 1 級

検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。)第 1 条第 1 項の表に規定する空港保安警備(次号において「空港保安警備」という。)に係る同項に規定する検定(以下「旧検定」という。)であって同条第 2 項に規定する 1 級に係るもの(以下「旧 1 級検定」という。)に合格した者

(2) 空港保安警備業務 2 級

空港保安警備に係る旧 1 級検定又は旧検定であって旧規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級に係るもの(以下「旧 2 級検定」という。)に合格した者

(3) 施設警備業務 1 級

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備(次号において「常駐警備」という。)に係る旧 1 級検定に合格した者

(4) 施設警備業務 2 級

常駐警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務 1級

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備(次号において「交通誘導警備」という。)に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務 2級

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 貴重品運搬警備業務 1級

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備(次号において「貴重品運搬警備」という。)に係る旧1級検定に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務 2級

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の申請の対象者

検定合格者審査は次に掲げる条件を満たさない者について行う。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上である者

(2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習(旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの(1)に掲げる者を除く。)

3 検定合格者審査の実施日時、場所及び定員

回	実施日時	実施場所	定員
第1回	平成19年4月4日(水) 午前9時から午後0時まで	松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター	50人
第2回	平成19年4月27日(金) 午前9時から午後0時まで		50人

4 検定合格者審査の方法

学科試験及び実技試験とし、次の科目について行う。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定合格者審査申請手続に関する事項

(1) 受付期間

ア 第1回審査

平成19年3月1日(木)から同月9日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

イ 第2回審査

平成19年4月5日(木)から同月13日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

## (2) 提出書類

ア 審査申請書（検定規則附則別記様式）1通

## イ 添付書類

㊦ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

㊧ 旧規則第 8 条の規定による合格証（以下「旧合格証」という。）の写し 1 通

㊨ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通

㊩ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通

㊪ 代理人（申請者が属する警備業者の従業員に限る。）が審査申請書を提出する場合にあつては、申請者本人の委任状 1 通

## (3) 提出先

次のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵送による申請は認めない。

ア 島根県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

㊦ 旧合格証の交付申請を行った警察署

㊧ 住所地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

㊨ 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

イ 島根県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、島根県内に住所を有する者又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が所在する者

㊦ 住所地を管轄する警察署

㊧ 営業所の所在地を管轄する警察署

## 6 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、審査申請書を受理した後は、検定合格者審査手数料は還付しない。

## 7 その他

(1) 検定合格者審査を受ける者は、審査当日、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査当日は、午前 8 時30分から同 8 時50分までの間、受付を行う。

## 8 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課（電話0852 - 26 - 0110 内線3492）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

---

## 議 会 告 示

---

## 島根県議会告示第 1 号

島根県議会会議規則（昭和34年島根県議会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成19年 2月23日

島根県議会議長 倉 井 毅

第14条「添え」を「備え」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長名をもって、議長に提出しなければな

らない。

第16条中「添え」を「備え」に改める。

第38条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

第71条第2項中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。

第98条及び第109条中「第38条第2項」を「第38条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。